

大口町告示第88号

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

大口町長 鈴木雅博

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

大口町障がい者共同生活援助事業費補助金交付要綱（平成19年大口町告示第126号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|       |   |   |
|-------|---|---|
| 補助基準額 | 利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）<br>1人1日につき<br>2,240円<br>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。 | 利用者（町長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第19条第1項により支給決定をした者）<br>1人1日につき<br>1,265円<br>ただし、障害福祉サービス報酬の共同生活援助サービスの提供実績がある場合に限る。 |
|-------|---|---|

」

を

「

|       |  |
|-------|--|
| 補助基準額 | 愛知県障害者共同生活援助事業費補助金交付要綱別表補助基準額の欄に定める額とする。 |
|-------|--|

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。